

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

昭和39年3月21日条例第7号

(この条例の趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1をこえるときは、この限りでない。

- (1) 本市において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体等において、公用又は公共用に供するため、本市の普通財産を必要とするとき。
- (3) 本市において普通財産の管理上必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体等（以下「公共団体等」という。）において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を当該公共団体等に譲渡するとき。
- (2) 公共団体等において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体等に譲渡するとき。
- (3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、普通財産の無償貸付け又は減額貸付け(適正な貸付料の額よりも低い額で貸し付けることをいう。以下同じ。)をすることができる。ただし、次項各号のいずれかに該当することを理由として貸付料を変更され、又は貸付契約を解除された日から1年を経過しない者に貸し付ける場合は、この限りでない。

- (1) 公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 公共団体等以外の者において公益事業(市民の福祉の増進を図るため市長が特に必要と認めるものに限る。)の用に供するとき。
- (3) 地震、火災、水害等の災害により、当該普通財産の通常の使用ができない状況にあるとき。

2 市長は、普通財産の無償貸付け又は減額貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付料の額を適正な額を超えない範囲内で増加させるものとする。この場合において、借受人は、貸付料の額の変更を拒むことができない。

- (1) 当該普通財産を使用して特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動を行つており、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動を行つていないとき。
- (2) 当該普通財産を使用して、無償貸付け又は減額貸付けの理由として認められた活動以外の活動を行つており、若しくは認められた活動以外の活動を行っていないとき。
- (3) その他当該普通財産の貸付契約に違反し、又はこれに基づく市長の指示に従わないとき。

3 前項の規定は、市長が、普通財産の無償貸付け又は減額貸付けを受けた者が同項各号のいずれかに該当することを理由として、当該普通財産の貸付契約を解除することを妨げるものではない。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を本市以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、公共団体等又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続

人その他の包括承継人に譲渡することを、寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、公共団体等又は私人に無償又は適正な貸付料の額よりも低い額で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項及び第2項の規定は、平成31年1月1日以後に無償貸付け若しくは減額貸付けを行い、又は貸付料の額を適正な額よりも低い額に変更する場合の貸付料について適用し、同日において現に無償貸付け又は減額貸付けを行っている場合の貸付料については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日条例第13号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。